

関 係 各 位

山形県 県土整備部長
(公 印 省 略)

共通特記仕様書に示した現場代理人の変更に係る判断基準の追加について(参考送付)

現場代理人の施工途中での変更については、令和 3 年 3 月 25 日付け建企第 692 号で通知した共通仕様書（共通特記仕様書）の改定で、変更できる規定を定めたところですが、法令上特段の規定がない現場代理人については、変更することにより受注者が円滑な施工体制を確保できる場合があります。

このような実態を踏まえ、現場代理人の変更規定に下記の判断基準を追加することとしましたので、参考に送付します。

記

1 追加判断基準

- ① 主任技術者等が現場代理人を兼務している場合で、週休 2 日、時間外労働の縮減等の働き方改革の推進のために、現場代理人を別の者に変更するとき
※資料提出は不要
- ② 主任技術者等が現場代理人を兼務していない場合で、円滑な施工体制確保のために現場代理人を別の者に変更するとき
※現場代理人の変更後の工事への従事状況がわかる資料提出が必要
- ③ 主任技術者等が現場代理人を兼務していない場合で、若手技術者（40 才未満）の育成のために現場代理人を別の者に変更するとき
※変更後の現場代理人の年齢が確認できる資料提出が必要

2 対象工事

令和 3 年 6 月 24 日以降に発注する工事及び同日施工中の工事

【担当】

山形県 県土整備部 建設企画課
技術指導主査 掃部関 (カモンゼキ)
TEL : 023-630-2652

土木工事 共通特記仕様書

土木工事共通特記仕様書

えて2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間程度を目安とする。

ウ) 原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

1-1-3 監理技術者

1. 契約約款第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条4項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事業以外で下請契約の合計が4,000万円以上の工事である。

2. 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の1)～8)の要件を全て満たさなければならない。
 - 1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - 2) 監理技術者補佐は、一級土木施工管理技士補及び一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - 3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
 - 5) 特例監理技術者が兼務できるのは、兼務する2件の工事が、同一の各総合支庁本庁舎管内の工事の場合又は同一の各総合支庁地域振興局管内の工事の場合とする。
 - 6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 8) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。
3. 監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、第1項の1)～8)の事項について確認できる書類を提出すること。
4. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

1-1-4 現場代理人

1. 施工途中の現場代理人の変更について、次のいずれかに該当する場合は協議により変更できるものとする。
 - 1) 現場代理人のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。
 - 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作から現場施工へ移行し

たとき。

ただし、この場合、変更後の現場代理人は工場製作が完了するまでに報告するものとする。

3) 次に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。

① 受注者の責めによらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。

② 受注者の責めによらず当初の工期に対して大幅（3か月程度以上）な工期延長が行われたとき。

4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

上記1)～4)により途中変更を行う場合は次により対応すること。

ア) 変更に際し継続的な業務が遂行できるようにすること。

イ) 原則として同一履行年度内の変更は複数回行わないこと。

1-1-5 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認

1. 契約約款第11条に定める現場代理人等指定通知書の添付書類として、雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を提出するものとする。

2. 請負代金額が3,500万円以上の場合、1.に加えて「技術者の専任届出書」を添付するものとする。

1-1-6 低入札価格調査対象工事における技術者の増員

1. 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する受注者は、山形県が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在に施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。

イ 65点未満の工事成績評定を通知された。

ロ 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。又は、かし若しくは契約不適合に起因して修補又は損害賠償を請求された。

ハ 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。

ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した。

2. 上記により技術者を配置するときは、建設工事請負約款様式第5号を使用して、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえ、監理技術者資格者証の写し及び受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付するものとする。

1-1-7 舗装技術者の配置

1. 受注者は、入札公告において舗装工事と指定された工事において、設計図書で明示された場合には、1級又は2級の舗装施工管理技術者資格を有する者（以下「舗装技術者」という。）を配置しなければならない。

2. 舗装技術者は、対象工事の監理技術者等（「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」をいう。以下同じ。）又は現場代理人と兼務できるものとする。